

# 第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年5月24日（水）15:00～

場 所：福岡県有明海水産会館

（柳川市三橋町高畑 271）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）会長の選任について（協議）

（2）職務代理者の選任について（協議）

（3）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（報告）

（4）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

（5）その他

4. 閉 会

### 第379回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年5月24日(水) 15:00～

#### 委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	

#### 臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	調整課課長	高安 治	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部次長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	田中 慎也	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	

## 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和 4 7 年 9 月 1 9 日改正

昭和 5 1 年 9 月 6 日改正

(所掌事務)

第 1 条 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

(設定区域)

第 2 条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

- 一 福岡県有明海区漁業調整委員会
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会

(事務所の所在地)

第 3 条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、又、委員会の事務は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記が行う。

(委員会)

第 4 条 委員会は、委員 1 2 名（第 2 条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した 6 名あてとし、それぞれの中 1 名は会長職にあるものをあてる。）をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の 2 名以内の委員が代理出席することができる。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

(会長及び会長職務代理者)

第 5 条 委員会には会長及び会長職務代理者を置く。

**2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。**但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。

**5 会長及び会長職務代理者の任期は 2 カ年とする。**

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき、又は、会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上召集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第2条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会はその内容を管内漁民に周知するため漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第7条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長これを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事結果
- 五 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

第15条 委員会の庶務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の庶務並びに会計の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、委員会の成立の日から適用する。

附 則

2 この規程は公布の日から施行する。(会長の任期)

附 則

3 この規程は公布の日から施行する。(事務所の所在地、会長及び会長職務代理者)

◎ 農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H18.8.28	320			
H18.11.30	321			議題・発言なし
H19.3.9	322			
H19.6.1	323			
H19.8.28	324			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H19.12.6	325			(九)連調委、単海区漁調委で協議進捗確認
H20.2.15	326	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国に免許してほしい</li> <li>3条の削除、5条の改正(「稚貝発生個所に区画を立てない」の削除)を求める</li> <li>「あばきのたお」が不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定を扱う場合、漁連とも協議が必要</li> <li>慎重に取り扱うべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両県とも「農区は必要」</li> <li>継続審議</li> </ul>
H20.2.29	327	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回意見提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慎重に取り扱うべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続審議</li> </ul>
H20.3.31	328	<ul style="list-style-type: none"> <li>中島川以西の漁場計画は、3条がなければ議論する必要はない。</li> <li>協定ができた昭和27年から、福岡県からの採貝入漁者は大幅に減っており、3条の背景が変わっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あばきのたお」以东のノリ区画漁場の変更要望を了承</li> <li>慎重に取り扱うべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続審議(福岡のアサリ区画2箇所)</li> </ul>
H20.6.2	329	<ul style="list-style-type: none"> <li>3条を廃止すれば、福岡県も区画を立てることができる。</li> <li>福佐協定は自動延長ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁連と協議中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書には自動延長の文言がない</li> <li>継続審議</li> </ul>
H20.8.7	330	<ul style="list-style-type: none"> <li>福佐協定は大切</li> <li>確認書は了承</li> <li>確認書の「最大限に尊重」は新たな委員にも理解いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書は必要</li> <li>確認書が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書(市町村名等の修正)案、確認書案を承認(日付は事務局預かり)</li> <li>協議の必要性から「継続して」を使用</li> </ul>
H20.9.1	331			<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書のほか、確認書を新たに追加し継続</li> <li>区画免許交付</li> </ul>
H20.12.3	332			議題・発言なし
H21.3.10	333	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁場計画提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁場計画提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続審議</li> </ul>
H21.4.24	334	<ul style="list-style-type: none"> <li>入漁への配慮を了承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の趣旨を尊重し、佐賀県計画を了承</li> <li>養殖場の目印を要望</li> <li>入漁について配慮を要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画漁業権漁場計画を承認</li> <li>入漁については配慮を了承</li> </ul>
H21.6.2	335			
H21.8.25	336			
H21.11.26	337			
H22.3.11	338			議題・発言なし
H22.6.3	339			
H22.8.26	340			
H22.11.16	341			
H23.3.24	342			
H23.5.31	343		<ul style="list-style-type: none"> <li>養殖場の目印を要望</li> </ul>	(議長権限で割愛)
H23.8.29	344			
H23.12.2	345			議題・発言なし
H24.4.5	346			
H24.6.4	347			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H24.8.28	348			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H25.1.18	349	<ul style="list-style-type: none"> <li>3条及び5条は廃止すべき</li> <li>3条及び5条がなくなっても、入漁が禁止ということではない。</li> <li>稚貝が立ったところしか育たないから、稚貝が立った場所を養殖場にしてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書は、両県の漁業者が漁業秩序維持のため必要</li> <li>協定書について両県の考え方に差が認められる</li> <li>入漁実績があり3条、5条は維持</li> <li>(佐賀県の)区画漁業権の拡大により、福岡漁業者の入漁可能な場所が減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の更新内容について継続協議</li> </ul>
H25.4.3	350			議題・発言なし
H25.5.28	351	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀県の海域について、県が漁場計画をたてていくためには、5条(特に1項)を削減</li> <li>資源が厳しい状況の中で、入漁は入漁として福佐両県のそれぞれの海域でそれぞれの漁場計画を立てることを前向きにできないか。</li> <li>漁場づくりを実施することが第一</li> <li>稚貝がたつ場所は養殖場にしてはいけないとあるが、これまで稚貝が立つ場所しか育たないためそのような場所を養殖場にしてきた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3条、5条含め協定は必要(現状維持)</li> <li>入漁実績(もがい採捕実績)があり、実績を尊重し条文削除は不可能</li> <li>福佐協定3条、5条がある限り振興策が取れないということはない</li> <li>稚貝が立つところが養殖場になってきたので入漁できる漁場が減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福佐協定は必要」</li> <li>福佐条文で両県の考えが相違、改めて継続審議</li> <li>資源状況も協定を考える上で大事なこと</li> </ul>

H25.7.23	352	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福佐協定には「稚貝の大量発生区域」という言葉があるが、現在そのようなところはない。3条、5条は廃止し、両県は自前の漁場で成り立つべき。</li> <li>・九調にも協定が前進する算段をつけてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書3条、5条は漁場利用実績を尊重するというのが漁業調整の基本となり、そこから出発</li> <li>・3条&amp;5条含め協定は必要(現状維持)</li> <li>・福佐協定の協議の進展がないのは、それだけ重要なことだということ</li> <li>・漁業調整の基本は実績を尊重するのが原則。漁業の情勢が大きく変わらなければ協定書を変えることは難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言を変えずに7月23日付けで協定書、確認書を締結</li> <li>・九調は当事者ではなく立会人</li> <li>・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認</li> </ul>
H25.8.27	353			(九)協定締結の報告
H26.5.19	354			議題・発言なし
H26.8.27	355			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定」を説明
H27.6.1	356			議題・発言なし
H27.9.1	357			「◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」で両県意見を確認
H28.6.7	358			議題・発言なし
H28.9.7	359			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定(資料)」を説明
H29.5.29	360			議題・発言なし
H29.8.30	361			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H29.9.28	362	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4項目の質問について福岡県の認識を確認。 ※4項目</li> <li>・「関係漁場」設定の趣旨</li> <li>・「関係漁場」の場所の確認</li> <li>・確認書の「漁場計画を最大限尊重する」の考え方</li> <li>・協定書第5条「公正な措置をとる」の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4項目の認識を回答。</li> </ul>	「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H30.1.18	363		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行内容での更新を要望。</li> </ul>	(九)免許切替と協定のスケジュールを説明(手続きを進める上で6月までを目途に協定更新を依頼)
H30.3.15	364	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定が最終的な結論でない。</li> <li>・第5条の稚貝多量発生・非発生区域の確認方法。</li> <li>・確認書の最大限尊重の前向きな運用を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定で漁業秩序が維持されていることから、協定書結びの「両県は本協定が～速やかに最終的妥協点」は不要ではないか</li> <li>・稚貝は、自然発生したものを皆で有効に利用することが基本であるが、別利用を検討する余地もあり。</li> </ul>	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.5.24	365	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農区が存在することがあたりまえのことを議論する必要。</li> <li>・第5条について前向きな解釈ができないか。</li> <li>・貝類の区画を各々の県が樹立ができるようにするための方策づくりが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定の早期締結を要望</li> <li>・現行の協定と紛争抑制を図るための共通海域としての農林水産大臣管轄漁場の設定という制度が、長年、漁業秩序を維持する役割を果たしている</li> <li>・現体制(現行福佐協定+農区)をお互いが協調しながら維持していくことが最良と認識</li> <li>・現状でお互いが話し合いながら、その中でうまく調整、調和を図りながら進めるのがベスト</li> </ul>	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.6.18	366	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定書及び確認書の内容での締結に関してやぶさかではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定の内容で早期締結を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言を変えずに6月18日付けで協定書、確認書を締結。</li> <li>・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認。</li> </ul>
H30.8.22	367	<ul style="list-style-type: none"> <li>(両県行政間協議)</li> <li>・「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。</li> <li>・「中島川みおすじ」の場所は、両県の事務局間では結論に至らず。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福佐協定書締結結果の報告。「中島川のみおすじ」、「あばきのたお」の場所に関する協議結果を報告。</li> <li>・「中島川のみおすじ」は場所の特定には至らず、3月の委員会で継続審議。</li> </ul>
H31.3.25	368	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あばきのたお」の場所が特定。佐賀福岡両県間で意見が一致し場所が確定。</li> <li>・「中島川みおすじ」は、場所が特定できず、両県間で結論に至らず。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福佐協定書第3条記載の「中島川みおすじ」の場所は特定できなかったものの、名称は維持し、今後協議する場面が出てくれば必要に応じて具体的に協議することで承認。</li> </ul>
R1.5.13	369			議題・発言なし
R1.8.28	370			議題・発言なし
R2.3.23	371			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項のズレを報告。
R2.7.27	372			議題・発言なし
R3.3.19	373			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項ズレについて、次回更新まで読み替えて対処することを確認。
R3.7.8	374			議題・発言なし
R4.3.24	375			・「福佐協定書」の内容を説明。
R4.7.13	376			(九)R5.2月までを目途に協定更新を依頼。 「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
R4.11.21	377	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3条は廃止。5条は見直し。</li> <li>・今の有明海を見ると二枚貝が相当数減少。</li> <li>・両県の漁場計画をたてる場合、3条に委員会の同意が必要と記載。有明海再生には、踏み込んだ事業が必要であるが、3条により事業が難しい。</li> <li>・廃止とまではいなくても、見直し程度は協議していく必要がある。</li> <li>・3条がもしそのまま現状維持となった場合、公平性の面からも福岡県側の「中島川のみおすじ」は確定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書は現行のまま更新。</li> <li>・3条、5条は、過去の操業実績を入漁により確保できるよう、具体的に漁場計画の策定ルールを定めた重要な条文。</li> <li>・仮に3条撤廃、5条を見直しとなると、実質上入漁操業の締め出しにつながる。</li> <li>・農区漁場、農区の漁場外であっても、共同の漁業を入漁という形で平等性をもってできるようにする共通のルールがある。協定書の締結の精神をしっかり汲んでもらいたい。</li> </ul>	(九)R5.2月までを目途に協定更新を依頼。 ・協定の更新について両県で意見の相違があり継続審議。 ・事務局間や各単海区委員会ですっかり協議していくことを確認。

R5.2.21	378	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3条、5条は、廃案とまではいかなくても見直し程度の協議は必要であるが、現行の協定書、確認書のまま更新することでやむおえない。</li> <li>・少しでも前に進むためにも「中島川のみおすじ」の位置の特定を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行協定の内容のとおりで協定書の更新を要望。</li> <li>・「中島川のみおすじ」について、過去(協定書締結以前)の文献に記された記述及びその位置が記された漁場図を報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言を変えずに2月21日付けで協定書、確認書を締結。</li> <li>・「中島川のみおすじ」は、現在の漁場図上での位置の特定に至っておらず、再度調査の上、結果が分かり次第、委員会で報告。</li> <li>・協定書等については、締結後も5年後の更新に向けて協議を継続。</li> </ul>
R5.〇.〇	379			

# 協 定 書

令和5年2月21日

## 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第147条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和5年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

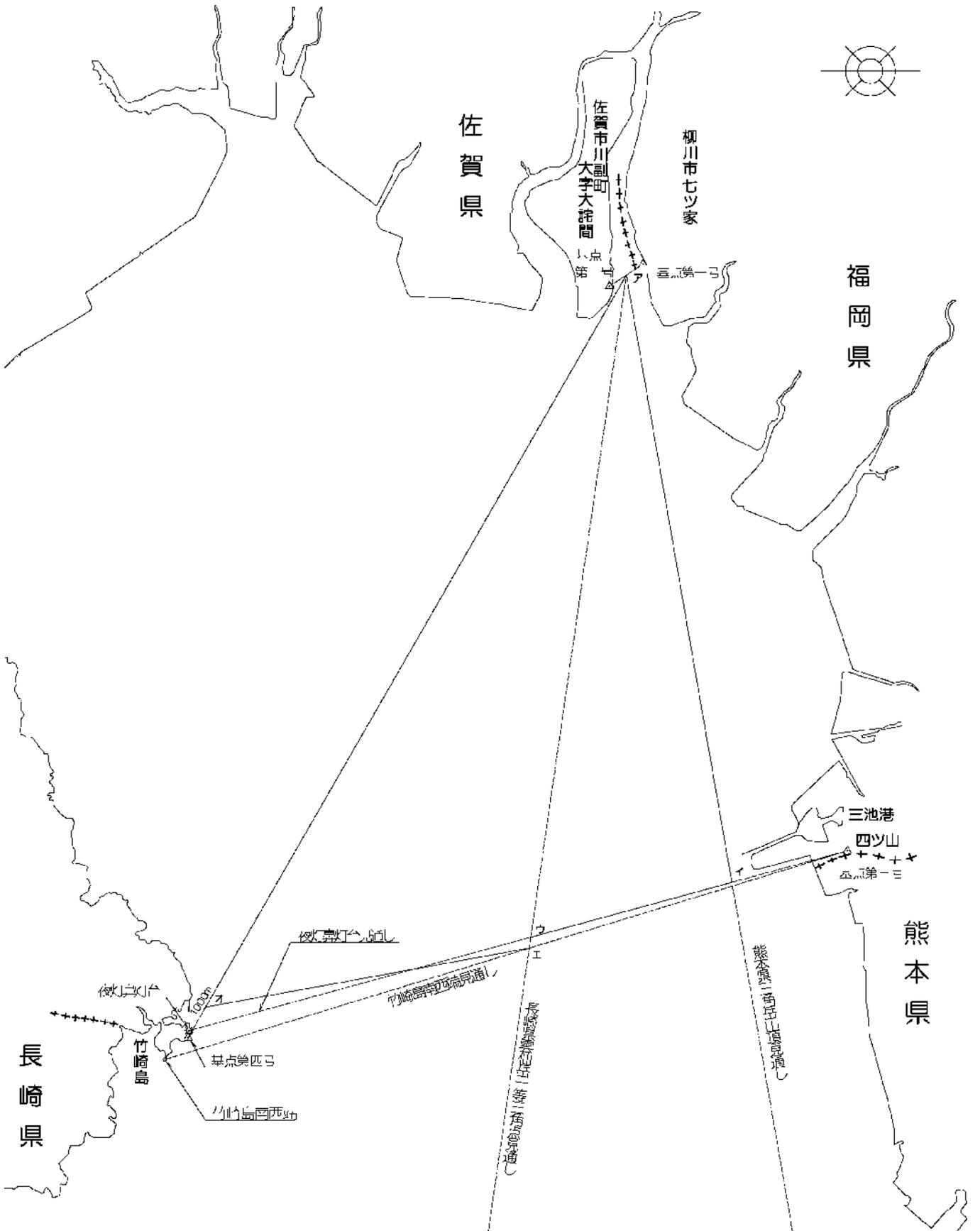
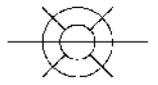
佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西久保 敏

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

N



# 確 認 書

令和5年2月21日

# 確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

## 記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

福 岡 県 知 事

服部 誠太郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司

佐 賀 県 知 事

山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

西久保 敏

(立会人)  
水産庁九州漁業調整事務所長

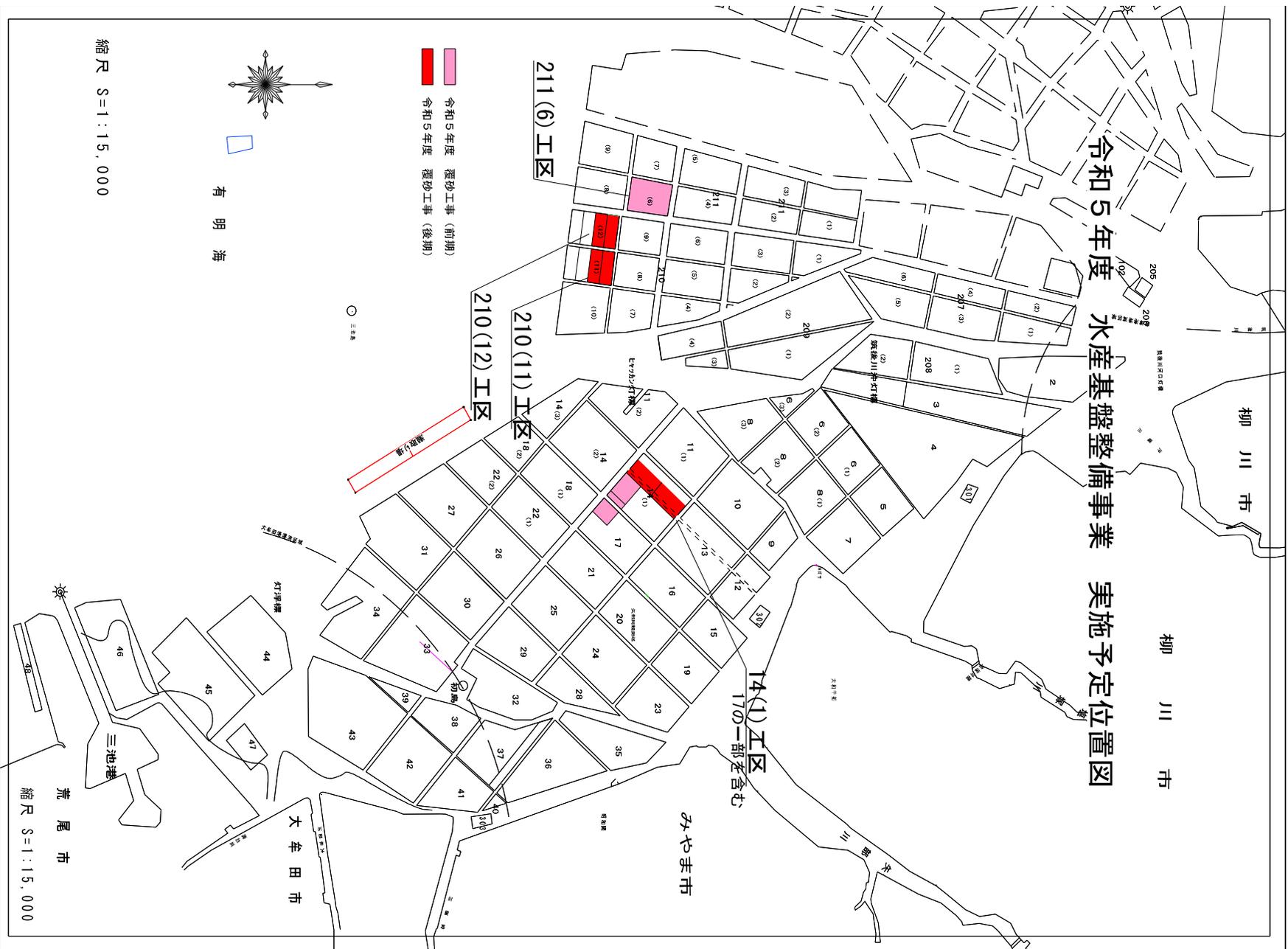
三野 雅弘

# 令和5年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和5年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和5年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福 岡 県  
水産振興課漁場整備係

# 令和5年度 水産基盤整備事業 実施予定位置図



2. 令和5年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(11)	柳川市地先	R5年7月上旬～8月下旬	覆砂 98,530 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	210(12)	柳川市地先	R5年7月上旬～8月下旬	〃 98,930 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	211(6)	柳川市地先	R5年5月下旬～7月下旬	〃 187,960 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
			3漁場			385,420 m <sup>2</sup>	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	地区名	14(1)	柳川市地先	R5年5月下旬～8月下旬	覆砂 277,480 m <sup>2</sup>	砂厚 20cm
	〃	〃	17	みやま市地先	R5年5月下旬～7月下旬	〃 58,260 m <sup>2</sup>	砂厚 20cm
			2漁場			計 335,740 m <sup>2</sup>	

合計 721,160 m<sup>2</sup>

### 3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

#### 覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。